

福祉型障害児入所施設と指定障害者支援施設との比較

【設備基準】

項目	福祉型障害児入所施設	指定障害者支援施設
	知的	
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1室の定員4人以下 (乳幼児のみの場合6人以下) ・ 障害児1人当たりの床面積4.95㎡ (乳幼児のみの場合3.3㎡以上) ・ 年齢に応じ、男子と女子の居室を別にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室の定員：4人以下 ・ 地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ・ 寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ・ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること
食堂	—	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること
浴室	必要	利用者の特性に応じたもの
洗面所・便所	必要	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
相談室	—	間仕切り等を設けること
廊下幅	—	1.5メートル以上 (中廊下の幅は、1.8メートル以上)
訓練・作業室	職業指導に必要な整備	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
その他	調理室、医務室、静養室	多目的室その他運営に必要な整備

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

※施設の規模：施設入所支援30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）

福祉型障害児入所施設と指定障害者支援施設との比較

【人員基準】

項目	福祉型障害児入所施設	指定障害者支援施設	
	知的	施設入所支援	生活介護
施設長/管理者	1名	1名	
児童発達支援 管理責任者	1名	サービス 管理 責任者	1名
保育士、 児童指導員	4 : 1以上	生活支援 員	施設入所支援の単位ごとに、 ○利用者数60人以下：1人以上 ○利用者61人以上：1人に、利用 者数が60人を超えて40又はその端 数を増すごとに1人を加えて得た 人数以上
	保育士 1名以上 児童指導員 1名以上 ※30人以下の障害児を入所させる施 設にあっては、当該数に1を加えた 数以上		
嘱託医	1名以上	—	必要数：医師（嘱託医でも可）
栄養士	1名	—	—
	※障害児の数が40人以下の場合は置 かないことが出来る。		
調理員	1名以上	—	—
	※調理業務の全部を委託する場合は 置かないことが出来る		
心理指導担当 職員	障害児5人以上に心理指導を行う場 合に置く	—	—
職業指導員	職業指導を行う場合に置く	—	—
看護職員	—	—	1名以上 ※生活単位ごとに、1人以上
理学療法士又は作 業療法士	—	—	利用者に対して日常生活を営むのに必 要な機能の減退を防止するための訓練 を行う場合は、生活介護の単位ごと に、当該訓練を行うために必要な数